

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表の85の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者に係る申請等の受理、その他申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前項に掲げるものを除く。） 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額に関する事務 3 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務 5 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務 6 高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）第2条第2項及び第9条 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市市民生活部国保医療年金課
②所属長の役職名	国保医療年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 市民生活部 国保医療年金課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3240(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。 マイナンバー登録の際には、複数人での確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 後期高齢者医療標準システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧・入力が可能となるよう、アクセス制限されている。 後期高齢者医療標準システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証に限定している。 USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表の59の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表の85の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事後	
令和6年12月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の59の項	・番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	
令和6年12月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供：番号法第19条第8号及び別表第2の80、83の項 情報照会：番号法第19条第8号及び別表第2の82の項	情報提供：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年12月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数（いつ時点）	令和5年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年12月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数（いつ時点）	令和5年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	